

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目 次

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| ○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）   | ..... | 1 |
| ○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）（附則第二条関係）   | ..... | 2 |
| ○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第二百四十七号）（<br>附則第二条関係） | ..... | 3 |
| ○ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）（附則第三条関係）                                 | ..... | 4 |
| ○ 地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）（附則第四条関係）  | ..... | 5 |

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（失効）

第二条 この法律は、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2  
（略）

現 行

附 則

（失効）

第二条 この法律は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2  
（略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（合併市町村における保険料の賦課に関する特例）</p> <p>第二十三条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村は、同条第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたつて均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併（令和十二年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>（合併市町村における保険料の賦課に関する特例）</p> <p>第二十三条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村は、同条第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたつて均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併（平成三十二年三月三十日までの間に行われたものに限る。）が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。</p>

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）（附則第二条関係）
- （傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	
附 則		現 行
（市町村の合併の特例に関する法律に係る特例）		（市町村の合併の特例に関する法律に係る特例）

第三条 令和十二年三月三十一日までの間における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十二条第三項」とあるのは「若しくは第二百六十二条第三項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項若しくは第五条第二十一項」と、「同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十三項」とする。

第三条 平成三十二年三月三十一日までの間における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十二条第三項」とあるのは「若しくは第二百六十二条第三項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項若しくは第五条第二十一項」と、「同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十三項」とする。

○ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（市町村の合併の特例に関する法律） の一部改正</p> <p>第十九条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号） の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十六条第五項中「又は」を「又は」に改め、同条第七項中「第二百三条の二及び」を「第二百三条の二第一項から第三項まで及び第五項並びに」に、「及び第四項中」を「中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」と、「に改める。</p> <p>第五十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法） の一部改正</p> <p>第十九条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号） 附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十六条第五項中「又は」を「又は」に改め、同条第七項中「第二百三条の二及び」を「第二百三条の二第一項から第三項まで及び第五項並びに」に、「及び第四項中」を「中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」と、「に改める。</p> <p>第五十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>第五条 市町村の合併の特例に関する法律</p> <p>の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十七条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の二第一項」に改め、「第八項」の下に「、第二百四十三条の二第二項及び第二項」を加える。</p> <p>第五十一条第三項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、合併市町村の監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p> <p>第五十一条第六項中「及び第三項」を「第三項の規定により意見の提出を受けたとき、及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「として措置」の下に「（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の項において同じ。」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の</p>	<p>（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正）</p> <p>第五条 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十七条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の二第一項」に改め、「第八項」の下に「、第二百四十三条の二第二項及び第二項」を加える。</p> <p>第五十一条第三項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、合併市町村の監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p> <p>第五十一条第六項中「及び第三項」を「第三項の規定により意見の提出を受けたとき、及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「として措置」の下に「（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の項において同じ。」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の</p>

一項を加える。

8 合併市町村の監査委員から第四項の規定による勧告を受けた合併特例区の長又は合併特例区協議会は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、当該合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第五十一条第四項中「又は前項」を「、第三項」に改め、「意見の決定」の下に「又は前項の規定による勧告の決定」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第五十二条第三項の次に次の一項を加える。

4 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告のうち、合併特例区の長又は合併特例区協議会において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第五十四条第一項中「並びに第二百四十二条第一項及び第八項」を「

一項を加える。

8 合併市町村の監査委員から第四項の規定による勧告を受けた合併特例区の長又は合併特例区協議会は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、当該合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第五十一条第四項中「又は前項」を「、第三項」に改め、「意見の決定」の下に「又は前項の規定による勧告の決定」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第五十二条第三項の次に次の一項を加える。

4 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告のうち、合併特例区の長又は合併特例区協議会において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第五十四条第一項中「並びに第二百四十二条第一項及び第八項」を「

、第二百四十二条第一項及び第八項並びに第二百四十三条の二第一項」に改める。

、第二百四十二条第一項及び第八項並びに第二百四十三条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇三 (略)

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項（第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律）

第四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

7・8 (略)

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇二 (略)

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項（第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

7・8 (略)

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

(削る)

第六条 第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律

第五十一条第六項の規定は、施行日以後に行われる監査の結果に  
関する報告の決定について適用する。

(市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定に  
よりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正に伴う経過措置  
一)

第六条 第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附

則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされ  
た同法第五十一条第六項の規定は、施行日以後に行われる監査の結果に  
関する報告の決定について適用する。